

日本 ERI 株式会社 建築物省エネ法評価業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び日本 ERI 株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 28 年政令第 8 号）、同法施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）及びこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「日本 ERI 株式会社建築物省エネ法評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第 1 条 甲は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、評価用提出図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の評価業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象評価業務」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 3 甲は、乙の請求があるときは、評価業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る追加書類を、双方合意の上定めた期日までに提供しなければならない。
 - 4 甲は、乙が評価業務を行う際に、対象評価業務の遂行上必要な調査又は実験立会等を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 5 甲は、規程第 12 条に基づき算定された料金（以下「評価料金」という。）を第 4 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、評価の申請内容に関し乙が行った評価用提出図書に関する是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第 2 条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた評価業務を第 3 条に規定する日までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の評価業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 乙は、甲から評価業務の遂行に必要な範囲内において追加書類の提供が行われない場合にあつては、評価業務を中断又は中止することができる。

（業務完了期日）

- 第 3 条 乙は、評価書を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務完了期日」という。）を定めなければならない。
- 2 乙の業務完了期日は、規程第 7 条第 4 項に定める契約締結日から 6 ヶ月を経過する日とする。
 - 3 乙は、甲が第 1 条第 3 項及び第 6 項、第 2 条第 4 項並びに第 6 条第 1 項の規定に反した場合には、前号の業務完了期日を変更することができる。
 - 4 乙は不可抗力によって、業務完了期日までに評価書等を交付できない場合には、甲に対しその理由を明示の上、その延期を請求することができる。
 - 5 甲が、その理由を明示の上、乙に書面をもって業務完了期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると乙が認めるときは、その延期をすることができる。
 - 6 乙は、甲の責めに帰すべき事由により業務完了期日までに評価書等を交付することができない場合又は前号の理由が正当でないと乙が認める場合、甲にその理由を明示の上、その時点で評価業務を中止することができる。

（評価料金の支払期日）

- 第 4 条 甲の支払期日は、規程第 12 条第 1 項に定める請求の日から 1 ヶ月を経過する日とする。ただし、甲の要請により乙が認めたときにあつては支払期日を変更することができる。
- 2 甲が、評価料金を前項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、評価書を交付しない。この場合において、乙が当該評価書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（評価料金の支払方法）

- 第 5 条 甲は、評価料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(評価書交付前の変更申請)

- 第6条 法第24条第2項に定める評価書の交付前までに甲の都合により申請に係る内容を変更する場合は、甲は双方合意の上定めた期日までに、乙に変更部分の評価用提出図書を提出しなければならないが、かつ、その変更が軽微であると乙が認める場合を除き、甲は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて評価を申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、評価業務を第3条に定める業務完了期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の評価業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知することにより、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、評価料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は、評価料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該評価料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、評価料金を支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、評価料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該評価料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第9条 乙は、評価を実施することにより、甲の申請に係る評価の対象が法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
- 2 乙は、評価を実施することにより、甲の申請に係る住宅部分及び非住宅部分に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した評価用提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な評価業務を行うことができなかつた場合は、当該対象評価業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

- 第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
- (1) 公的な機関から求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(反社会的勢力の排除)

- 第11条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また、解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

制定：平成29年4月1日

改正：2024年4月1日

この約款は平成29年4月1日より施行する。

この約款は2024年4月1日より施行する。